#### 監査公表第12号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、 同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年12月9日

新城市監查委員 原 義 弘 新城市監查委員 山口洋一

#### 第1 監查種別

財政援助団体等監査(財政援助団体監査、公の施設の指定管理者監査)

# 第2 監査の対象

財政援助団体 社会福祉法人新城市社会福祉協議会

所管部課 健康福祉部福祉課

新城市しんしろ福祉会館の指定管理者 社会福祉法人新城市社会福祉協議会

所管部課 健康福祉部福祉課

# 第3 監査に当たった監査委員 原 義弘 山口 洋一

#### 第4 監査の期間

令和4年9月13日~令和4年11月28日

## 第5 監査の方法

社会福祉法人新城市社会福祉協議会の市からの補助金及び新城市しんしろ福祉会館の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿などについて調査・確認を行った。また団体事務室や事業実施場所での現地査察を行い、関係法令に沿って適正な事務処理が行われているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

所管部課に対しては、補助金及び公の施設の指定管理に係る事務の執行状況 や、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

## 第6 監査の結果等

#### 1 監査対象団体の概要

社会福祉法人新城市社会福祉協議会は、新城市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供することを経営の原則に掲げる公共性の高い民間非営利組織である。

- (1)役員(令和4年9月末現在) 理事15名(うち会長1名、副会長2名、常務理事1名)、監事2名、 評議員29名
- (2) 事務局体制(令和4年9月末現在) 事務局長1名、常勤職員28名、嘱託職員11名、臨時職員50名、 市派遣職員3名(計93名)

## (3) 事業

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び 助成
- エ アからウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために 必要な事業
- オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- カ 共同募金事業への協力
- キ 生活福祉資金貸付事業
- ク 居宅介護等事業の経営
- ケ 老人デイサービスセンターの経営
- コ 老人短期入所事業の経営
- サ 老人介護支援センターの経営
- シ 障害福祉サービス事業の経営
- ス 障害児相談支援事業の経営
- セ 一般相談支援事業の経営
- ソ 特定相談支援事業の経営
- タ 移動支援事業の経営
- チ 福祉サービス利用援助事業
- ツ 心配ごと相談事業
- テ 新城包括支援センターの経営
- ト 新城市しんしろ福祉会館の経営
- ナ 新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の経営
- ニ 成年後見制度に関する事業
- ヌ 生活困窮者自立相談支援事業
- ネ 生活困窮者家計改善支援事業
- ノ 子どもの学習・生活支援事業
- ハ 生活支援体制整備事業
- ヒ その他この法人の目的達成のため必要な事業
- 2 監査対象事業について
- (1) 財政援助団体補助事業

令和3年度

法人運営人件費補助金31,220,208円ボランティアセンター活動事業補助金4,298,000円成年後見支援センター補助金15,172,688円

令和4年度

法人運営人件費補助金

38, 798, 287円

ボランティアセンター活動事業補助金

4,639,000円

成年後見支援センター補助金

16、388、547円

(2) 新城市しんしろ福祉会館の指定管理

指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

業務内容

- ① 設備及び備品の維持管理
- ② 施設等の修繕
- ③ 衛生管理
- ④ 備品保守管理
- ⑤ 緊急・非常災害時等の対応
- ⑥ 市、関係団体等との連絡調整
- ⑦ 施設の予約受付及び使用許可
- ⑧ 施設の利用者ニーズの把握とサービス向上に関する業務
- ⑨ しんしろ福祉会館条例第3条に規定する事業の運営に関 する業務

指定管理料 令和3年度

8, 115, 000円

令和4年度

7,641,000円

# 3 監査の結果

補助事業については、補助金の交付目的に沿って概ね適正に処理されている と認められたが、実績報告書の提出時期や所管部課での文書事務において一部 改善が必要と思われる取り扱いが見られた。

指定管理事業についても、関係法令及び規程等に沿って概ね適正に処理されていると認められたが、文書事務において一部改善が必要と思われる取り扱いが見られた。

具体的な指摘事項及び意見は次のとおりである。監査結果に対する団体への 指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月を目処 に通知されたい。

#### (1) 財政援助団体補助

# 【社会福祉法人新城市社会福祉協議会】

意見

1 社会福祉協議会の広報活動として社協だよりを年4回発行されているが、市 民にどの程度関心を持って見ていただいているのか、モニタリング調査などに より把握し、PR活動の充実に努められたい。

## 【健康福祉部福祉課】

指摘事項

1 令和3年度補助事業の実績報告書提出に係る福祉課での事務処理が、受付、 決裁、決定通知のすべてを3月31日に行われているが、1日ですべてを処理 するのは現実的でない。補助規則等を確認の上、適切な事務処理となるよう手 続きを見直しされたい。 (2) 新城市しんしろ福祉会館の指定管理

## 【社会福祉法人新城市社会福祉協議会】

指摘事項

1 備品保守管理業務における備品台帳として市有物件一覧表を作成されているが、加除、変更等の記録がなく管理状況の確認ができないので、適切なものに見直しされたい。

# 【健康福祉部福祉課】

指摘事項

1 社会福祉協議会からの提出書類について、受付、供覧がされていないものや、 供覧カードにファイルNo.、保存期限、担当者欄の記入がないものが多く見 られた。適切な事務処理をしていただきたい。